

令和5年度高知市行財政運営方針

令和5年4月
総務部
財務部

1 基本方針

(1) 令和5年度予算編成

- ① 令和5年度は、「共に寄り添いにぎわいを取り戻す『新しいステージ』へ」をテーマに、「新型コロナウイルス対策」「高知市型共生社会の実現」「南海トラフ地震対策」の3本柱に、新たに「街のにぎわい創出と産業活性化」を加え、4本柱とする予算を編成した。
- ② 各部局の概算要求段階における財源不足額は64.6億円に達していたことから、厳格な優先順位付けの下、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、新たに全額国費を充当することができる交付金を活用したほか、国の補正予算等の有利な財源の活用を努めたものの、最終的に残った財源不足に対し、財政調整基金と減債基金とを合わせて31.5億円（前年度：36億円）取り崩し、何とか収支の均衡を図った。

予算規模比較

(単位:百万円)

	4年度 a	5年度 b	増減 b-a	伸率
一般会計	151,000	148,500	-2,500	-1.66%
特別会計	106,181	105,382	-799	-0.75%
小計	257,181	253,882	-3,299	-1.28%
水道・公共下水道 事業会計	35,765	32,188	-3,577	-10.00%
総計	292,946	286,070	-6,876	-2.35%
重複額	15,158	15,164	6	0.04%
純計	277,788	270,906	-6,882	-2.48%

一般会計性質別歳出比較

(単位:百万円)

	4年度 c	5年度 d	増減 d-c	伸率
人件費	25,183	24,702	-481	-1.91%
扶助費	51,319	51,046	-273	-0.53%
公債費	16,728	16,593	-135	-0.81%
その他消費	42,713	44,367	1,654	3.87%
消費計	135,943	136,708	765	0.56%
投資的経費	15,057	11,792	-3,265	-21.68%
総計	151,000	148,500	-2,500	-1.66%

(2) 令和5年度予算と財政状況

- ① 当初予算においては、総合計画後期基本計画第1次実施計画に登載した施策を推進するための予算は確保したものの、補正予算等も含めた年間の収支見通しでは22億円程度の財源不足が見込まれている。
- ② また、決算対策として使用できる財政調整基金と減債基金とを合わせた令和5年度末の残高は、予算ベースで約900万円まで枯渇し、令和5年度においては極めて厳しい財政運営を余儀なくされる。
- ③ このような中、ロシアのウクライナ侵攻による緊迫した状況が継続している国際情勢等により、歳入では、資源・原材料価格等のコスト上昇に伴う企業収益の税収面への影響が懸念され、市税などの一般財源の増加が見込めないことや、歳出では、電気料金やガソリン代等の高騰状況、システム標準化関連経費の見込み及び第1次実施計画ベースでの投資的経費などを踏まえ、財政収支見通しを試算した結果、令和5年度から7年度までの3か年で94億円程度の財源不足が見込まれている。
- ④ このため、今後の厳しい財政収支見通しを踏まえ、今年度早期に令和5年度から7年度までの3年間を計画期間とする新たな「財政健全化プラン」を策定し、歳入確保策の徹底や事務事業の抜本的な見直し、投資事業の平準化・先送りによる公債費負担の低減などに着実に取り組む。
- ⑤ また、令和5年度の予算執行に当たっては、来年度予算編成に向けて財政調整基金等の取り崩しを抑制する必要があることから、歳出予算のうち、契約完了などにより事業目標を達成したものの執行留保を含め、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から常に見直しを行い、計画的・効率的かつ適正な予算執行を徹底することが必要となる。
- ⑥ さらに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民や事業者の状況に応じた必要

な支援について、新たに措置される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用し、状況に即応しながら、補正予算編成等により的確な対応を図ることとする。

(3) 令和5年度行財政運営の基本方針

① 「新型コロナウイルス対策」「高知市型共生社会の実現」「南海トラフ地震対策」の3本柱に、新たに「街のにぎわい創出と産業活性化」を加え、総合計画後期基本計画第1次実施計画に登載された事業を着実に推進していくこととする。これらの事業の推進に際しては、総合計画において設定した成果指標の達成に向けて、PDC Aサイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図っていくこととする。

② 高知県観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」や「第70回よさこい祭り」を契機として、全国から高知に注目が集まる好機を活かし、観光PR動画や本市出身のイラストレーターがデザインしたポスターを効果的に活用したデジタルプロモーションや、公式インスタグラムのフォロワー増加企画の実施などにより発信力強化を進め、食や自然体験など、本市の多彩な魅力を効果的に発信し、観光誘客に取り組む。また、令和4年度から新たな指定管理者による包括的な管理運営が開始された「桂浜公園」では、指定管理者と連携し、リニューアルした商業エリアを核とした誘客を推進するとともに、観光博覧会開催にあわせた新たな展望スポットの整備やイベントの開催など、桂浜公園の賑わい創出に向けた取組を着実に推進する。

本年6月に策定予定の「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」における基本的なビジョンである「地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現」に向け、戦略プランに登載される事業等を総合的かつ計画的に推進し、地域社会の担い手として重要な存在である中小企業・小規模企業の振興を図る。

③ 新型コロナウイルスワクチン接種については、本年5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ移行するが、今後の感染状況を注視し、関係機関との連携の下、希望するすべての方々が生徒が接種できるよう推進する。

④ 地域共生社会の実現に向け、令和5年度当初予算で拡充した町内会連合会等への支援メニューの活用状況等を踏まえ、さらなる財政支援の充実に向けた検討を進める。

また、第2期「高知市地域福祉活動推進計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の「相談支援」と「地域づくり」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組み、庁内外の関係部署等との連携体制をさらに強化する。

加えて、「ほおっちょけん相談窓口」の設置をきっかけとした「課題解決型の地域づくり」を推進するとともに、令和2年1月から運用を開始した地域の生活支援情報を地図上で見える化し、各分野の情報を一元的に提供する「高知くらしつながるネット（愛称Lico ネット）」の利用促進などに取り組むことで、地域住民の支え合いによる地域福祉の推進を図ることとする。

⑤ 南海トラフ地震対策では、施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」に基づく「高知市強靱化アクションプラン」における施策の取組内容や重要業績指標の目標値を踏まえて具体的な事業に取り組むこととする。

ハード対策では、東消防署三里出張所の整備や住宅の耐震化促進、避難所におけるトイレ環境対策として、マンホールトイレの整備の推進等に取り組む。ソフト対策では、高齢者や障がい者などの避難時に配慮を要する避難行動要支援者対策に重点的に取り組むほか、自主防災組織の育成、守った命をつなぐ対策として、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄などに全庁を挙げて取り組むこととする。

特に、復興期間の短縮を目指し、復興計画の基礎となる「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組む。

⑥ 「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる2060年の本市人口28万人の堅持に向け、「第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」の着実な実施を図ることとする。また、国において令和5年度から5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことから、令和6年度を始期とする本市の次期総合戦略の策定に取り組む。

「れんけいこうち広域都市圏」では、「第2期れんけいこうち広域都市圏ビジョン」に基づき、本

市がけん引役を果たしながら、圏域市町村が連携することにより、スケールメリットやシナジー効果を発揮し、共通課題に対する施策を効率的・効果的に進める。

また、移住・定住の促進に向け、引き続き二段階移住を推進するとともに、「第2期高知市移住・定住促進計画」に基づき、情報発信の強化やよさこい移住の推進、若者世代のUIターン等の促進のほか、地域おこし協力隊と連携し、長浜・御畳瀬・浦戸地域の振興策等に取り組む。

子育て支援については、子ども・子育て支援新制度による「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、地域子ども・子育て支援事業等の計画的な実施に加え、保育料軽減や子ども医療費助成などの独自施策の展開により、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進するとともに、令和5年度の「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」の設立など、国の動向も踏まえ、将来の本市を担う子どもたちのために、「こども施策」を総合的に推進する。

- ⑦ 「高知市財政健全化プラン」において、平成30年度から令和4年度までの5か年で見込まれた117億円の収支不足については、令和元年度の420億円の縁故債の借換えでプラン期間中の公債費負担を約42億円削減するなど、プランに基づく取組を着実に進め142億円の収支改善を図ったことから、5年間合計で25億円の黒字見込みとなったが、黒字の主な要因であった国費の超過受入れに伴う返還金の財源として活用したため、財政調整基金などの財源調整に活用できる基金の残高が約900万円まで枯渇し、極めて厳しい財政運営を余儀なくされる。

このため、今年度早期に令和5年度から7年度までの3年間を対象とする新たな「財政健全化プラン」を策定し、企業版を含むふるさと納税の推進やクラウド・ファンディングの活用等をはじめとする税外歳入の確保とともに、徹底した歳出の削減に着実に取り組みながら、財政健全化に取り組むこととする。

- ⑧ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。
- ⑨ 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握した上で、補正予算債の活用により可能な限り前倒しで補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。
- ⑩ 国が推進するデジタル社会の実現に向けては、住民に身近な行政サービスを担う基礎自治体としての本市の役割が極めて重要であり、行政サービスや業務そのもの、組織・プロセス等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の着実な推進が求められている。

このため、行政手続のオンライン化や各種証明書のコンビニ交付サービス等に積極的に取り組み、住民の利便性を向上させるとともに、情報システムの標準化やAI・RPA等の活用により内部事務の効率化を図り、人的資源を企画立案業務や住民への直接的なサービスなどの職員でなければならない業務に振り向け、行政サービスのさらなる向上につなげていくこととする。

また、マイナンバーカードの普及は、「デジタル田園都市国家構想」における重要施策となっていることから、今後もカードの普及を進め、カードを活用した行政サービスのデジタル化への取組を推進する。

- ⑪ 職員が自らの能力を発揮し、意欲的に業務に従事することで、業務の質の向上や効率化につながることを踏まえ、職員が健康で生き生きと業務に従事できる職場づくりのための取組として、時間外勤務の縮減など、働き方改革を推進することが重要となっている。

本市ではこれまでも、時間内での業務遂行を基本とし、時間外勤務の縮減の取組を進めてきたところであるが、平成31年4月施行の改正労働基準法の趣旨を踏まえ、時間外勤務の上限規制について条例・規則の改正を行い、令和2年4月から施行しており、「時間外勤務の縮減に関する指針」に基づき、働き方改革を推進し、健康で活力のある職場づくりによる公務能率の向上に取り組むこととする。

2 重点事項

(1) 街のにぎわい創出と産業活性化

- ・観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」の開催を官民協働で推進
- ・桂浜公園の環境整備
- ・「第70回よさこい祭り」の開催支援や本場高知のよさこい祭りのPRの推進
- ・観光客のニーズに合わせた効果的な広域観光の推進
- ・文化プラザでの企画展やオーケストラ公演，市民ミュージカルの開催によるにぎわいの創出
- ・映画の高知ロケや全国中学校体育大会，男子U18ソフトボールアジアカップ等の開催の支援
- ・就職氷河期世代の就職促進と事業者への人材確保支援など，雇用・創業・経営環境の改善への支援
- ・令和3年度に新たに創設した融資制度による事業者の資金繰りの改善を支援
- ・首都圏での積極的な外商活動の継続による県内事業者の販路拡大を支援
- ・関西圏での販路拡大を目指した外商施策の展開
- ・県内地場産品の展示・販売の場を確保し，県内事業者の販売力や商品力の向上を支援
- ・日本最大級のハンドメイド品ECサイトを活用した新規顧客の開拓
- ・開発商品の新たな販路開拓や事業者の商談，交渉力の向上を支援
- ・中小企業・小規模企業振興策の推進

(2) 新型コロナウイルス対策

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施及び5類移行後のPCR検査等の見直しに留意
- ・小中学校等における衛生用品の確保
- ・利用者減少しているとさでん交通株式会社の路面電車の運行維持を支援
- ・軽費老人ホーム等の介護職員等の処遇改善を支援

(3) 高知市型共生社会の実現

- ・市民主体の地域づくりに対する支援としての市税1%還元に向けた取組の推進
- ・「重層的支援体制整備事業」を活用した「包括的な支援体制」の構築

(4) 南海トラフ地震対策

- ・復興計画の基礎となる「事前復興まちづくり計画」策定の推進
- ・災害関連死を防ぐためのマンホールトイレ整備の推進
- ・地域の関係者や福祉専門職との連携による避難行動要支援者対策の推進
- ・危険な盛土等による災害防止の推進
- ・旭駅周辺地区の整備促進
- ・断水被害の軽減に向けた水道管路の耐震化推進
- ・発災後の応急給水のための仮設給水タンクを避難所へ配備
- ・発災時の消防力維持に向けた東消防署三里出張所の高台移転の実施

(5) 重点施策

○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

【共生の環】

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備等の促進
- ・鏡川流域における「関係人口」創出に向けた取組
- ・下知地区の浸水被害の軽減を図る下知ポンプ場の建替工事の推進
- ・農業集落排水事業の企業会計への移行の推進
- ・家庭や事業者の省エネ・再エネ設備導入の推進

【安心の環】

- ・生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ伴走型支援策の展開
- ・火葬件数の増加や大規模災害時の火葬業務の継続に向けた斎場改修の推進

【育みの環】

- ・産後ケア事業の実施による負担感及び不安感の軽減
- ・子どもを望む若い世代への不妊治療への支援
- ・「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」の着実な推進
- ・トイレの洋式化・乾式化やバスケットゴール落下防止対策等の小中学校等の施設整備を推進
- ・教職員の負担軽減及び保護者の利便性向上等のための給食費公会計化の推進
- ・文化プラザリニューアルオープン記念事業による芸術文化の促進

【地産の環】

- ・農業全体を下支えする農地基盤整備の推進
- ・春野町仁ノ地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・(仮称)高知布師田団地整備及び分譲の推進

【まちの環】

- ・第三期「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・藤並公園の再整備の推進
- ・愛宕町北久保線(愛宕町工区)をはじめとする3街路の整備促進
- ・住宅の耐震化対策の促進
- ・消防指令システムの共同運用に向けた整備及び運用に向けた取組

【自立の環】

- ・地域おこし協力隊との連携による長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画の推進
- ・基幹業務システムの標準化対応の推進

(6) 信頼される市政の確立

- 組織改革, 人事制度改革, 職員の意識改革への徹底した取組
 - ・組織マネジメントの向上を図り, 組織内目標の達成に向けた取組
 - ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
 - ・人材育成基本方針に基づく組織力の向上
 - ・職員提案制度による職員の意識改革及びさらなる業務効率化に向けた取組
 - ・人事考課制度による職員の能力向上
 - ・正職員, 会計年度任用職員ともに, 全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
 - ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組
- 定期監査及び包括外部監査における指摘事項等を踏まえた適正な事務処理の徹底
- 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底
- 不祥事の防止につなげる適正な事務の執行及び様々な改善策の徹底
- 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底
- 高知市公文書等の管理に関する条例の趣旨及び文書管理規程に沿った適正な文書事務の実施
- 個人情報保護, 情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底
- 指定管理者選定手続ガイドライン及び業務評価指針に基づく適切な対応
- 高知市公共調達条例の規定に基づく入札・契約事務の適正な執行
 - ・条例該当契約及び協定に係る事務(対象労働者への周知, 労務台帳の作成・提出等)の徹底
 - ・入札・契約手続における競争性, 公平性, 公正性及び透明性の確保・向上
 - ・契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定
 - ・調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
 - ・公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 毎月5日の「交通安全を確認する日」の徹底等, 庁内における交通安全対策の推進
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底

(7) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 新型コロナウイルス及びウクライナ情勢等による経済への影響や、市税や国保料等をはじめとする歳入動向の注視
- 地方交付税等、地方財政対策や経済対策など、国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底
- 流用等予算執行に係る事前協議の徹底

(8) 事業実施に当たっての留意事項

(まちづくり方針・事業計画等)

- 総合計画後期基本計画第1次実施計画の着実な実施
- 総合戦略の着実な推進
- 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進
- 新たな財政健全化プランの推進
- 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進
- 地域アクションプランへの対応
- 過疎地域持続的発展計画の着実な実施
- 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施
- 地域福祉活動推進計画の推進
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実施
- 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針への対応
- 高知市PPP/PFI優先的検討規程に基づく事業実施手法の適切な選択
- 女性の視点の活用
- 市民参画・協働によるまちづくり
- ユニバーサルデザインの視点
- 地産地消・地場産品の使用
- 観光振興計画の推進
- 桂浜公園整備基本計画の推進
- 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用
- 公共施設再配置計画及び長期保全計画の推進
- 人権尊重のまちづくり条例の推進

(行政事務等)

- 部局内ミーティングの徹底
- 関連部局との調整
- 公平・公正・透明性の確保
- 説明責任と住民対応
- 行政手続法・条例の適切な運用
- 行政不服審査法・条例の適切な運用
- パブリックコメントへの対応
- 事業の進行状況の適切な報告
- キャッチボール型広聴広報の推進
- 事務事業見直しの着実な実施
- 県との連携調整

3 予算執行に関する基本方針

(1) 歳入に関する事項

○ 全般

- ・歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに、徴収率向上に努め、市民負担の公平を期する。
- ・繰越調定の遺漏や過年度で調定収入することのないよう適正を期する。
- ・企業版を含むふるさと納税やクラウド・ファンディング等の収入を確保する。
- ・債権管理条例に基づき、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保する。

○ 国・県支出金

- ・制度改正等情報収集に努めるとともに、要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられ

なくなるような事態とならないよう留意する。

○ 財産収入

- ・ 広告収入の確保や定期借地権を利用するなど、財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図るとともに、財産の貸付についても、必要に応じて入札の導入等歳入増への取組を推進する。
- ・ 売り払い可能財産については、広報紙やホームページ等を利用した入札の周知に努めるほか、インターネットオークション等を活用し、積極的な売払いを推進する。

○ 市債

- ・ 実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、財政健全化プランにおいて設定した数値目標に基づき、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

(2) 歳出に関する事項

○ 業務の適正な執行

- ・ 年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・ 本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕費や手数料で執行しないよう留意する。
- ・ 国の補正予算を積極的に活用し、令和4年度に公共事業を一部前倒ししたことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・ 工事、役務、物件等の調達に当たっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達条例の理念に基づき、契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。また、調査・設計業務等も含めた全工程の計画的な実施や、ゼロ市債の活用などで工事に係る積算の前倒し等を行うことにより、可能な限り発注・施工時期の平準化を図る。
- ・ 入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・ 支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・ 委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づく的確な価格の設定を行う。
- ・ 障がい者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を適用した随意契約による調達に当たっても、十分に考慮する。
- ・ 予算を漫然と執行するのではなく、事業目標を達成しつつも、効率的かつ最小限の支出とする。

○ 食糧費

- ・ 懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、広聴広報課情報公開・市民相談センターに回付して、公開する。
- ・ 予算に計上していないものや、予算執行方針の運用基準に該当しないものについては、財政課と事前協議を行う。

○ 補助金・負担金

- ・ 交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・ 補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。